

第3次富士見市美化推進計画



富士見市

目次

第1章 計画の基本的事項	2
1. 計画の背景と目的	2
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の見直し	3
第2章 計画の基本方針	8
第3章 施策の展開	9
1. 続けよう 目を向け気づく まちの美化	9
2. 育てよう 一人ひとりの 美化意識	10
3. 取り組もう 「きれい」を守る 美化活動	12
4. 広げよう チームワークで 美化運動	14
第4章 計画の推進体制	15
1. 推進体制	15
2. 推進組織	15
3. 計画の実行	16
4. 実績の公表	16
5. 計画の点検・見直し	16
《参考資料》	
資料1 富士見市をきれいにする条例	17
資料2 美化推進重点区域及び路上喫煙禁止区域	20

第1章 計画の基本的事項

1. 計画の背景と目的

たばこの吸い殻等のごみの投げ捨てや放置された犬のふんは、近くに住む人や通りかかる人の気分を害するとともに、ごみの投げ捨てが繰り返される等、まちの環境美化の妨げとなる負の連鎖を生み出します。また、たばこについては、手に持ったたばこの火の危険性、受動喫煙による健康への影響や環境美化の観点等から大きな問題となっています。

このようなことから、富士見市では、市民等（※1）・事業者・行政が相互に連携し、まちぐるみで環境美化を推進するための計画として、平成22年4月に「富士見市美化推進計画」を策定し、様々な施策を展開してきました。

今回、「第2次富士見市美化推進計画」の計画期間満了に伴い、これまでの成果等を踏まえるとともに、課題を整理し、引き続き富士見市における環境美化の推進を図るため、「第3次富士見市美化推進計画（以下「本計画」という。）」を策定するものです。

（※1）市内に居住し、若しくは滞在し、又は通過する者（土地の管理者等を含む。）

2. 計画の位置付け

本計画は、「富士見市をきれいにする条例」第14条の規定に基づき、環境美化の観点から環境分野の上位計画である「富士見市環境基本計画」を補完・具体化するものとして策定します。

参考

（美化推進計画）

第14条 市長は、環境美化を推進するため、次に掲げる事項について美化推進計画を定めるものとする。

- (1)投げ捨て及び放置を防止するための施策に関する事項
- (2)路上喫煙を防止するための施策に関する事項
- (3)環境美化推進に係る市民等、事業者及び土地所有者等の啓発に関する事項
- (4)市民団体が自発的に行う環境美化を推進する活動の支援に関する事項
- (5)前各号に掲げるもののほか、環境美化の推進に関して必要な事項

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。
ただし、社会情勢や環境情勢に著しい変化が生じた場合には、必要に応じて本計画の見直しを行うこととします。

4. 計画の見直し

(1) 第2次富士見市美化推進計画の取組状況

1. 続けよう 目を向け気づく まちの美化

【実績】

- ・環境問題啓発ポスター展の実施、富士見ふるさと祭りにおける表彰等
- ・「富士見市をきれいにする日（5月と11月の最終日曜日をいう。以下同じ。）」に関する広報、ホームページ等による周知
- ・「富士見市をきれいにする条例」街頭キャンペーンの実施



環境問題啓発ポスター表彰式



街頭キャンペーン

【成果等】

「富士見市をきれいにする日」の趣旨に賛同する市民団体等が一斉清掃をすることにより、より多くの人々に対して地域の環境美化について関心を高めることができたと考えています。

【課題】

地域の環境美化は日々の小さな取組みの積み重ねにより実現することが多いことから、個人や市民団体の環境美化活動を広く発信する必要があります。

2. 育てよう 一人ひとりの 美化意識 ~捨てる人から拾う人へ~

【実績】

- ・まちづくり講座（出前講座）や富士見ふるさと祭りでの環境美化意識の啓発
- ・「富士見市をきれいにする日」に関する広報、ホームページ等による周知（再掲）
- ・職員による安心安全道路クリーン事業や富士見市環境施策推進市民会議によるクリーン作戦の実施
- ・公共施設や学校でのごみ拾いや植栽の実施
- ・ららぽーと富士見との美化推進協定締結（平成27年度）
- ・富士見市商工会・商店会連合会との美化推進協定締結（平成28年度）
※上記協定に基づき、店舗用ミニのぼり旗・ステッカーの設置及び腕章の着用による環境美化活動を開始（平成29年度）



まちづくり講座（出前講座）



富士見ふるさと祭り（エコ広場）

【成果等】

- ・公共施設や学校の自主的な環境美化活動（ごみ拾いや植栽）により、より多くの人々に対して「まちをきれいに保とう」という環境美化意識の形成につながったと考えています。
- ・美化推進協定をららぽーと富士見、商工会・商店会連合会と締結し、環境美化活動の推進を図りました。

【課題】

依然として、たばこの吸い殻等のごみの投げ捨てや犬のふんの放置が見受けられる状況のため、啓発活動を持続する必要があります。

3. 取り組もう 「きれい」を守る 美化活動

【実績】

- ・不法投棄パトロールの実施
- ・不法投棄の通報に対する対応
- ・不法投棄及び犬のふんの放置を禁止する看板の作成・配布
- ・路上喫煙禁止区域内の啓発物（路面シール、横断幕、のぼり旗等）の維持管理を行うとともに、喫煙者一人ひとりに対するマナー向上のための啓発活動を実施
- ・路上喫煙状況調査の実施
- ・ららぽーと富士見との美化推進協定締結（平成27年度）（再掲）
- ・富士見市商工会・商店会連合会との美化推進協定締結（平成28年度）（再掲）
※上記協定に基づき、店舗用ミニのぼり旗・ステッカーの設置、腕章の着用による環境美化活動を開始（平成29年度）（再掲）

不法投棄発生件数 (単位 件)

年 度	集積所	公園	その他	合計
平成27年度	65	0	17	82
平成28年度	26	0	6	32
平成29年度	82	0	26	108
平成30年度	47	2	66	115



不法投棄禁止の警告看板



路上喫煙禁止啓発用横断幕

【成果等】

市民・事業者・行政がそれぞれの役割に基づき環境美化活動を積極的に行うことにより、富士見市全体の環境美化の推進を図ることができたと考えています。

【課題】

- ・自動販売機に関する施策が進みにくい状況のため、埼玉県と自動販売機の設置事業者との協議内容を確認しながら、行政としてどのような施策を展開することができるかを研究・検討する必要があります。
- ・依然として、たばこの吸い殻等のごみの投げ捨てや犬のふんの放置が見受けられる状況のため、啓発活動を持続する必要があります。(再掲)

4. 広げよう チームワークで 美化運動

【実績】

- ・富士見市環境施策推進市民会議において、市民・事業者・行政が連携しながら、環境美化の推進に関する各種事業を実施
- ・クリーン作戦事業を行う市民団体や事業者に対するごみ袋の配布等の支援
- ・「富士見市をきれいにする日」に関する広報、ホームページ等による周知(再掲)
- ・職員による安心安全道路クリーン事業や富士見市環境施策推進市民会議によるクリーン作戦の実施(再掲)
- ・公共施設や学校でのごみ拾いや植栽の実施(再掲)

クリーン作戦取組実績

年 度	団 体 数	活動回数合計	参加人数合計
平成 27 年度	64 団体	114 回	9, 266 人
平成 28 年度	72 団体	111 回	8, 392 人
平成 29 年度	69 团体	100 回	8, 547 人
平成 30 年度	62 团体	95 回	8, 750 人



安心安全道路クリーン事業



富士見市環境施策推進市民会議
クリーン作戦

【成果等】

「富士見市をきれいにする日」等の環境美化活動を通じて、市民一人ひとりに対して地域ぐるみ・まちぐるみでの環境美化活動の意識づけが持続的に行われたと考えています。

【課題】

先進自治体の取組例を参考に、住民同士、事業者同士等の連携・協力を促進するための仕組みづくりを調査・研究する必要があります。

(2) 見直しの視点

市民団体や事業者の自主的な環境美化活動の推進により、より多くの市民に対して「自分の住むまちをきれいに保とう」とする環境美化意識が形成されるなど、一定の成果を挙げることができたと考えていますが、参加者の高齢化の進行等による団体活動の活性化に向けた検討が求められます。また、依然として散見するたばこの吸い殻等のごみの投げ捨てや放置された犬のふんに対する対応、「ららぽーと富士見」の開業等に伴い増加している来訪者等に対する対応等も求められており、より実効性の高い施策の展開・検討が必要です。

本計画では、これまでの施策に係る取組みの一層の活性化を図るとともに、市民一人ひとりが富士見市に愛着と誇りを持ち、「清潔で美しいまちづくり」への第一歩を踏み出すことができるよう、市民等・事業者・行政が一体となり、自主的な環境美化活動の推進・支援、情報の提供・共有、体制づくりを図ることを見直しの視点として整理しました。



第2章 計画の基本方針

ごみの投げ捨て等のない「清潔で美しいまちづくり」の実現を目指し、次の4項目を基本方針として定めます。

1. 続けよう 目を向け気づく まちの美化

市民一人ひとりが地域の環境美化を含め、まちの環境美化に関心を持つことができるよう、自主的に環境美化活動を実施している市民団体や事業者のイベントやキャンペーンの実施、まちの環境美化に関する情報等を積極的に発信・収集します。

2. 育てよう 一人ひとりの 美化意識

市民一人ひとりが自宅周辺の環境美化に努めるとともに、他人を気遣う思いやりを持つことができるよう、教育の現場だけでなく、大人が率先して模範を示し、社会全体で環境美化意識の啓発を推進します。

3. 取り組もう 「きれい」を守る 美化活動

市民等・事業者・行政がそれぞれの役割に基づき環境美化活動を積極的に行うとともに、まちの環境美化を守るための対策を推進します。

4. 広げよう チームワークで 美化運動

個人や家族の枠を超えて、地域ぐるみ・まちぐるみで環境美化活動を行うため、市民等・事業者・行政が一体となり、自主的な環境美化活動の支援、情報の共有、体制づくりを推進します。

第3章 施策の展開

1. 続けよう 目を向け気づく まちの美化

【施策の方向性】

たばこの吸い殻等のごみの投げ捨てや放置された犬のふんがない「清潔で美しいまちづくり」を目指すためには、市民一人ひとりが自分の住むまちの環境美化について関心を持つとともに、来訪者に対しても積極的に情報を発信することが必要です。

市民一人ひとりが地域の環境美化を含め、まちの環境美化に関心を持つことができるよう、自主的に環境美化活動を実施している市民団体や事業者のイベントやキャンペーンの実施、まちの環境美化に関する情報等を積極的に発信・収集します。

【主な役割】

市民等



- ・まちの環境美化に関する情報の収集に努めます。
- ・環境美化活動のイベント等に参加し、地域の環境美化・まちの環境美化に関心を持つよう努めます。
- ・環境美化活動を実施している市民団体は、自らの活動が多くの人の目に触れるよう、PR活動を積極的に行います。

事業者

- ・環境美化活動に関する情報の収集に努めます。
- ・環境美化活動に関するイベントを積極的に開催します。
- ・環境美化活動を実施している事業者は、自らの活動が多くの人の目に触れるよう、PR活動を積極的に行います。

行政

- ・市民団体や事業者が実施している環境美化活動について、広報、ホームページ、ソーシャルメディア等を活用し、情報の発信・収集をします。
- ・「富士見市をきれいにする条例」をより多くの人に知つてもらうため、街頭キャンペーンを行うほか、路上喫煙禁止区域内の啓発物の維持管理を行います。

2. 育てよう 一人ひとりの 美化意識

【施策の方向性】

たばこの吸い殻等のごみの投げ捨てや放置された犬のふんは、近くに住む人や通りかかる人の気分を害するとともに、ごみの投げ捨てが繰り返される等、まちの環境美化の妨げとなる負の連鎖を生み出すことから、市民一人ひとりに對して「自分の住むまちをきれいに保とう」とする心を育むことが必要です。

市民一人ひとりが自宅周辺の環境美化に努めるとともに、他人を気遣う思いやりを持つことができるよう、教育の現場だけでなく、大人が率先して模範を示し、社会全体で環境美化意識の啓発を推進します。

【主な役割】

市民等



- ・市民一人ひとりが「自分の住むまちをきれいに保とう」とする心を持つことができるよう、たばこの吸い殻等のごみの投げ捨てや犬のふんの放置を行いません。
- ・歩道等でごみを見つけたときは、自分が捨てたものでなくとも拾うよう心がけます。
- ・ごみの分別ルールを守り、集積所等の環境美化に努めます。
- ・路上喫煙禁止区域外においても、路上喫煙を誘発しないよう努めます。
- ・世話をしている猫がごみをあさったり、歩道等でふんをしたりする等、地域の環境美化の妨げとなることがないよう心がけます。
- ・「富士見市をきれいにする日」に行うクリーン作戦事業等、地域ぐるみで環境美化活動に取り組み、地域全体の環境美化意識の向上に努めます。

事業者

- ・社員研修等を通じて、社員の地域への環境美化意識の向上に努めます。
- ・事業所内の環境美化に努めます。
- ・地域の一員として、「まちをきれいに保とう」という意識を持ち、積極的に周辺の環境美化に努めます。

行政

- ・学校における環境美化活動の充実のほか、まちづくり講座（出前講座）等を行い、市民一人ひとりの環境美化意識の向上に努めます。
- ・環境美化活動に取り組むきっかけづくりとして、環境美化に関するポスター等の募集を行うとともに、当該ポスター等を積極的に活用し、まちの環境美化を啓発します。
- ・まちの環境美化に関する講座を開催します。
- ・ごみの投げ捨てや犬のふんの防止等の啓発用看板を作成・配布することにより、まちの環境美化を推進し、市民一人ひとりの環境美化意識の向上に努めます。
- ・「富士見市をきれいにする条例」をより多くの人に知ってもらうため、街頭キャンペーンを行うほか、路上喫煙禁止区域内の啓発物の維持管理を行います。（再掲）
- ・市民団体や事業者が実施している環境美化活動について、広報、ホームページ、ソーシャルメディア等を活用し、情報の発信・収集をします。（再掲）
- ・職員研修や安心安全道路クリーン事業の参加等を通じて、職員一人ひとりの環境美化意識の向上に努めます。
- ・地域の一員として、「まちをきれいに保とう」という意識を持ち、積極的に敷地内及び周辺の環境美化に努めます。



3. 取り組もう 「きれい」を守る 美化活動

【施策の方向性】

きれいな道路や適正に管理された土地には、たばこの吸い殻等のごみの投げ捨てや犬のふんの放置はされにくいものであることから、まちの環境美化を守るためにも環境美化活動の一層の活性化が必要です。

市民等・事業者・行政がそれぞれの役割に基づき環境美化活動を積極的に行うとともに、まちの環境美化を守るための対策を推進します。

【主な役割】

市民等



- ・市民一人ひとりが「自分の住むまちをきれいに保とう」とする心を持つことができるよう、たばこの吸い殻等のごみの投げ捨てや犬のふんの放置を行いません。(再掲)
- ・歩道等でごみを見つけたときは、自分が捨てたものでなくとも拾うよう心がけます。(再掲)
- ・ごみの分別ルールを守り、集積所等の環境美化に努めます。(再掲)
- ・「富士見市をきれいにする日」等、地域ぐるみで実施している環境美化活動に積極的に参加します。
- ・土地の管理者等は、ごみの投げ捨てがされないよう環境美化に努めます。
- ・不法投棄を見つけたときは、警察又は市に連絡します。
- ・環境美化活動を実施している市民団体は、自らの活動が多くの人の目に触れるよう、PR活動を積極的に行います。(再掲)

事業者

- ・事業所内の環境美化に努めます。(再掲)
- ・地域の一員として、「まちをきれいに保とう」という意識を持ち、積極的に周辺の環境美化に努めます。(再掲)
- ・たばこの吸い殻等のごみの投げ捨ての原因となる物の製造・加工・販売を行う事業者は、消費者にごみの投げ捨てを行わないよう啓発に努めるとともに、必要に応じてごみ分別回収容器を設置します。
- ・自動販売機の設置事業者及び設置場所の管理者は、回収容器を設置するとともに、自動販売機周辺の環境美化に努めます。
- ・不法投棄を見つけたときは、警察又は市に連絡します。
- ・環境美化活動に関するイベントを積極的に開催します。(再掲)
- ・環境美化活動を実施している事業者は、自らの活動が多くの人の目に触れるよう、PR活動を広く行います。(再掲)

行政

- ・環境美化活動を実施している市民団体や事業者に対して必要な物品の貸与、提供等の支援を行います。
- ・市民団体や事業者が実施している環境美化活動について、広報、ホームページ、ソーシャルメディア等を活用し、情報の発信・収集を行います。(再掲)
- ・新たに又は持続的に環境美化活動を行うことができるよう、人材の確保を含め、手法を検討します。
- ・「富士見市をきれいにする条例」をより多くの人に知ってもらうため、街頭キャンペーンを行うほか、路上喫煙禁止区域内の啓発物の維持管理を行います。(再掲)
- ・不法投棄の通報があったときは、関係機関と連携し、速やかに対策を図ります。
- ・不法投棄を防止するため、パトロールを行います。
- ・まちの環境美化を推進するため、違法看板や放置自転車等の撤去を行います。
- ・地域の一員として、「まちをきれいに保とう」という意識を持ち、積極的に敷地内及び周辺の環境美化に努めます。(再掲)
- ・路上喫煙禁止区域内の喫煙状況を把握するため、現地調査を行います。
- ・美化推進重点区域及び路上喫煙禁止区域の指定について、必要に応じて検討を行います。
- ・自動販売機周辺の環境美化について、埼玉県と自動販売機の設置事業者との協議内容を確認しながら、どのような施策を展開することができるかを研究・検討します。



4. 広げよう チームワークで 美化運動

【施策の方向性】

富士見市全体の環境美化に向けた取組みを推進するためには、地域特性を考慮しながら、市民等・事業者・行政が共に考え、共に行動することができる体制づくりが必要です。

個人や家族の枠を超えて、地域ぐるみ・まちぐるみで環境美化活動を行うため、市民等・事業者・行政が一体となり、自主的な環境美化活動の支援、情報の共有、体制づくりを推進します。



【主な役割】

市民等

- ・住民同士で地域の環境美化・まちの環境美化に関する情報交換に努めます。
- ・町会や自治会単位で環境美化について話し合う場を設けるよう努めます。
- ・たばこの吸い殻等のごみの投げ捨てや犬のふんの放置を行う人に対して声かけを行うよう努めます。
- ・環境美化活動を実施している市民団体は、他団体との交流や情報交換を積極的に行い、協力の輪を広げるよう努めます。

事業者

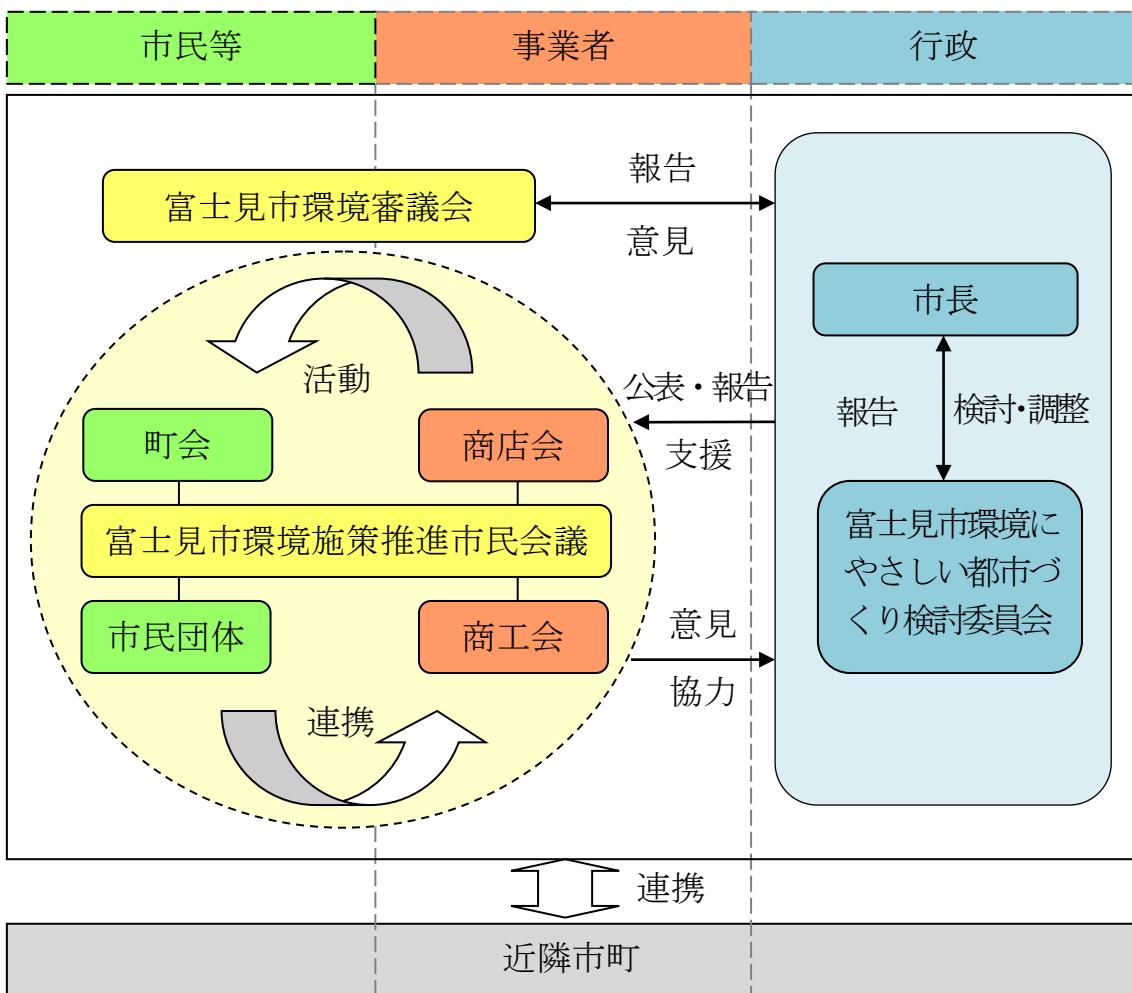
- ・事業者同士で地域の環境美化・まちの環境美化に関する情報交換に努めます。
- ・地域の住民や町会、市民団体等と積極的に交流し、地域の環境美化に関する情報交換に努めます。
- ・地域ぐるみ・まちぐるみの環境美化活動を推進するため、他事業者と連携しながら支援方法等について検討を行うよう努めます。

行政

- ・市民団体や事業者が実施している環境美化活動について、広報、ホームページ、ソーシャルメディア等を活用し、情報の発信・収集をします。（再掲）
- ・環境美化活動を実施している市民団体や事業者同士の連携を深めるため、情報交換を行う場を提供します。
- ・環境美化に関するイベントに多くの市民等・事業者からの協力が得られるよう、呼びかけを行います。
- ・環境美化活動に関する情報を収集し、埼玉県との情報共有を図ります。
- ・環境美化活動を実施している市民団体や事業者に対して必要な物品の貸与、提供等の支援を行います。（再掲）

第4章 計画の推進体制

1. 推進体制



2. 推進組織

・富士見市環境審議会

学識経験者や市民団体の代表者等から構成され、富士見市の環境の保全及び創造に関する事項の調査・審議等を行い、意見を述べる組織です。

・富士見市環境施策推進市民会議

富士見市の環境の保全及び創造のために、市民等・事業者・行政が相互に連携しながら、それぞれの役割や能力に応じた取組みを行う組織です。

・富士見市環境にやさしい都市づくり検討委員会

環境施策の推進に関して検討・調整を行う行政内部の組織です。

3. 計画の実行

市民等・事業者・行政がそれぞれの役割に基づき施策を展開し、地域ぐるみ・まちぐるみで環境美化活動を進めます。

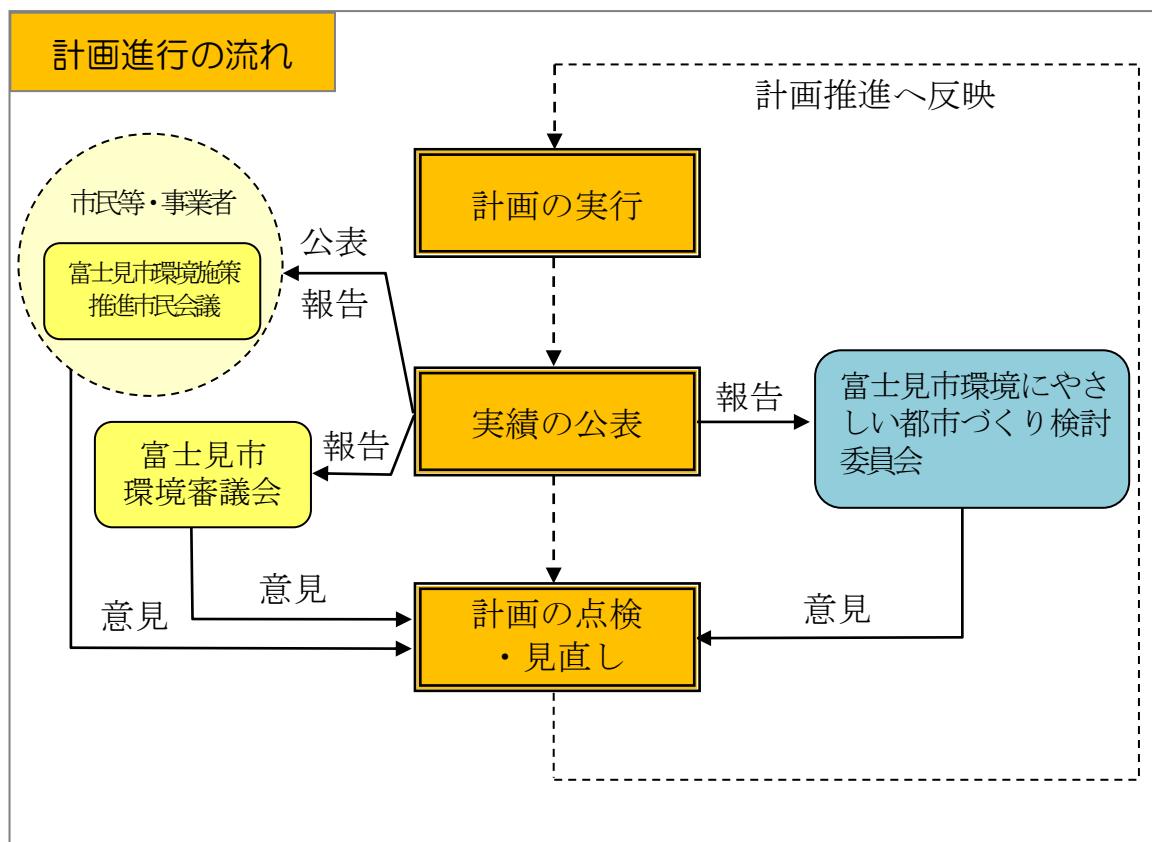
4. 実績の公表

本計画に基づく取組実績を取りまとめ、年次報告書「富士見市の環境」や市のホームページ等で広く公表します。

5. 計画の点検・見直し

公表された取組実績について、富士見市環境審議会、富士見市環境施策推進市民会議等から意見を集め、次年度以降の施策に反映します。

なお、社会情勢や環境情勢に著しい変化が生じた場合には、必要に応じて本計画の見直し（美化推進重点区域及び路上喫煙禁止区域を含む。）を行います。



《参考資料》

資料1

富士見市をきれいにする条例

(目的)

第1条 この条例は、空き缶等及び犬のふんの散乱の防止並びに路上喫煙の防止について、必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって安全で快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 投げ捨て 空き缶等を持ち帰らず、これを回収容器その他定められた場所以外の場所に捨てるることをいう。
- (2) 放置 犬のふんを持ち帰らず、放置することをいう。
- (3) 空き缶等 空き缶、空き瓶、ペットボトルその他の飲食物の収納に用いられた容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類するもので、投げ捨てられることによりごみの散乱の原因となるもののをいう。
- (4) 公共の場所 市内の道路、公園その他屋外の公共の用に供する場所をいう。
- (5) 路上喫煙 公共の場所において、たばこを吸うこと及び火の付いたたばこを持つことをいう。
- (6) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通過する者をいう。
- (7) 事業者 市内で事業活動を行う法人、団体及び個人をいう。
- (8) 市民団体 主に市民により組織された営利を目的としない団体をいう。
- (9) 土地所有者等 市内に土地を所有し、占有し、又は管理するものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な施策を策定し、実施しなければならない。

- 2 市は、市民、事業者及び市民団体と協働して具体的な推進計画を定め、実施しなければならない。
- 3 市は、まちをきれいにする活動を自主的に行う市民団体から協力依頼があったときは、これに応じるよう努めなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、屋外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器等に収納しなければならない。

2 市民等は、犬を散歩させるときは、犬のふんを処理するための用具を携帯し、それを当該用具に入れて持ち帰り、適正に処理しなければならない。

3 市民等は、この条例の目的を達成するために市が行う空き缶等及び犬のふんの散乱の防止並びに路上喫煙の防止に関する施策(以下「美化推進施策」という。)に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、投げ捨てを防止するために必要な措置を講じるとともに、美化推進施策に協力しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地の環境美化に努めるとともに、美化推進施策に協力しなければならない。

(投げ捨ての禁止)

第7条 市民等は、空き缶等の投げ捨てをしてはならない。

(放置の禁止)

第8条 市民等は、公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所に犬のふんを放置してはならない。

(路上喫煙の防止)

第9条 市民等は、路上喫煙をしないよう努めなければならない。ただし、公共の場所を管理する権限を有する者が喫煙をすることができる場所として指定した場所においては、この限りでない。

(美化推進重点区域の指定)

第10条 市長は、環境美化の推進を図るため、特に必要があると認める区域を美化推進重点区域(以下「重点区域」という。)に指定することができる。

2 市長は、前項の規定により重点区域を指定したときは、その旨を告示するものとする。

3 市長は、第1項の規定により重点区域を指定しようとするときは、関係地域住民及び関係団体の意見を聴くものとする。

4 市長は、必要があると認めるときは、重点区域を変更し、又はその指定を解除することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(路上喫煙禁止区域の指定)

第11条 市長は、重点区域において、路上喫煙が他の歩行者等にとって特に危険であると認める区域を路上喫煙禁止区域(以下「禁止区域」という。)として指定することができる。

2 前条第2項から第4項までの規定は、路上喫煙禁止区域について準用する。
(路上喫煙の禁止)

第12条 市民等は、禁止区域において、路上喫煙をしてはならない。ただし、市長が喫煙をすることができる場所として指定した場所においては、この限りでない。

(指導及び勧告)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、是正するために必要な指導又は勧告をすることができる。

- (1) 重点区域において第7条又は第8条の規定に違反した者
- (2) 前条の規定に違反した者

(美化推進計画)

第14条 市長は、環境美化を推進するため、次に掲げる事項について美化推進計画を定めるものとする。

- (1) 投げ捨て及び放置を防止するための施策に関する事項
- (2) 路上喫煙を防止するための施策に関する事項
- (3) 環境美化推進に係る市民等、事業者及び土地所有者等の啓発に関する事項
- (4) 市民団体が自発的に行う環境美化を推進する活動の支援に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、環境美化の推進に関して必要な事項

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

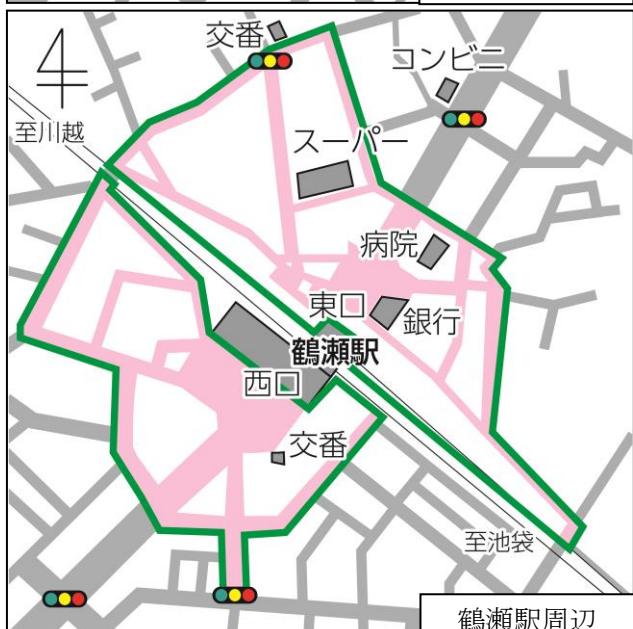
この条例は、平成19年10月1日から施行する。

資料2

美化推進重点区域及び路上喫煙禁止区域



- ・緑枠内が美化推進重点区域です。
- ・美化推進重点区域内の公道が路上喫煙禁止区域です。



※鶴瀬駅周辺は、区画整理事業の進捗状況により、美化推進重点区域内で路上喫煙禁止区域が変更となります。

※路上喫煙禁止区域内の公道には、路上喫煙禁止区域の標識シールなどを貼付し、啓発しています。



路上喫煙禁止区域の標識シール

第3次富士見市美化推進計画

令和2年3月

発行：富士見市

編集：富士見市自治振興部環境課

〒354-8511 埼玉県富士見市大字鶴馬 1800 番地の 1

TEL：049-251-2711（代） FAX：049-253-2700

HP：<http://www.city.fujimi.saitama.jp/>